

第5回

食品表示一元化検討会

平成24年1月19日（木）

午前10時00分 開会

○池戸座長 それでは、みなさん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第5回の食品表示一元化検討会を開催したいと思います。

今日の出席状況でございますけれども、本日は中川委員がご欠席というご連絡をいただいております。

今回は、前回に引き続きまして、食品表示の適用範囲について、ご議論をいただきたいと思っております。

なお、資料につきましては、前回の検討会においていただいたご意見を踏まえまして、事務局において資料を再整理していただきました。

また、本日のもう一つの議題は、事務局ともご相談の上、個別課題の一つであります栄養表示の義務化についてとさせていただきました。

そこで、まず事務局から資料を説明していただきまして、その上で議論を進めてまいりたいと思っております。

なお、本日は12時に終了する予定にしております。円滑な議事の進行にご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここでカメラの方につきましては、ご退席をお願いいたしたいと思います。報道関係の方も座席のほうにお移りいただきますよう、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(報道陣退席、移動)

○池戸座長 それでは、議事に入る前に、まず事務局から、今日お配りしている資料の確認をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○平山企画官 では、資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の資料といたしましては、議事次第にもございますように、資料1「食品表示の適用範囲について」、これは実態編ということでございます。それから、資料2「栄養表示の義務化に向けた検討」、資料3としまして、「新たな食品表示制度をめぐるこれまでの議論について」という資料を用意しております。

あと、参考資料といたしまして、参考資料1「現在の栄養表示制度並びに栄養表示の義務化に向けた検討の背景」、それと参考資料2といたしまして、栄養成分表示検討会の報告書全文を配付しております。

その他、迫委員、田崎委員、仲谷委員、中村委員、森委員、山根委員から資料をご提供いただいております。参考資料として、今のところ卓上のみに配付してございます。これらの資料の取扱い、公表等の取扱いにつきましては、委員とご相談の上、決定したいと思っております。

よろしゅうございましょうか。議論の途中でも、例えば資料の落丁や欠落など、あるかもしれませんので、その際は事務局のほうにお申しつけいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。

それで、早速、議事に入りますが、その前に、前回の議論におきまして、東京都における調理冷凍食品の原料原産地表示制度に関するご質問がございました、田崎委員から、今、お配りしている関係資料の中に、その資料を提供していただいております。補足してご説明することがございましたらよろしくお願ひしたいと思いますけれども、よろしいですか。

○田崎委員 前回の会議の中でご質問がありまして、お答えしましたが、必ずしも十分なご説明に至らなかつた部分を、追加という形で資料をつけさせていただきました。お手元の資料の2ページ目、見開きの部分をお開きいただければと思います。

原料原産地の表示の対象食品としては、調理冷凍食品ということで、国内で製造され都内に流通するものです。これは前回説明させていただきました。

それから、表示を求める原材料の範囲ということで、これも前回、ご説明させていただきました。原料原産地名を表示すべき原材料という形で、一番下のパラグラフになります。こちらがJAS法に基づく生鮮食品の内容となっております。ここに加工食品で、赤字で「20食品群」となっておりますが、現在は、22食品群になっておりますので、この分だけご訂正願います。

右側の「表示の記載場所」というところでございます。前回の説明ですと、調査を行ったところ、ほとんど事業者の方は、この表示について、できているということでございました。容器包装の見やすい箇所に表示をすることになっていますが、それが非常に、原材料の調達先が頻繁に変わる場合とか、極めて容器包装に表示が難しい場合については、インターネットあるいはファクスで、あるいは電話等を活用して、情報が得られる仕組みを整備しているということで、その問い合わせ先をこの商品のところに明記してくださいという内容でございます。

パンフレットに示されたエビピラフの例が入っていますが、原材料として多いのが米、タマネギ、ニンジン。これは表に「エビピラフ」と書いてありますので、エビピラフについてもエビの原産国表示をさせていただいているということでございます。

実際に実行性がどのくらいあるかというお話でございましたけれども、資料はありませんが、21年、22年の2年にわたって調査をさせていただいたところ、最終年度の22年度につきましては、原料原産地表示が適切に表示されている、あるいはホームページ等で紹介させていただいているホームページ、あるいは連絡先の表示がなされているということで、そういう違法には至るものはないということでございました。

以上でございます。

○池戸座長 ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中村委員 これ、いつから実施されておるんですか。

○池戸座長 実施の時期ですね。

○田崎委員 規定は平成20年で、20年はまだ経過措置の猶予期間でしたが、21年から条例施行されておりまして、現在に至っております。

○池戸座長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、先ほど申しましたように、配付されている資料に沿いまして、食品表示の適用範囲について、それから栄養表示の義務化についての2つの議題について、まず事務局側からご説明いただきまして、その上で委員のみなさま方にご議論をいただくと、そういう予定であります。

それでは、事務局より、資料で言うと1になりますが、食品表示の適用範囲について、(実態編)という形の資料がございます。先ほど申しましたように、前回の議論を踏まえて、修正していただいたものであると思いますが、それではご説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○平山企画官 では、資料1についてご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、目次をつけてございますけれども、1ページ目から4ページ目、これは前回と同じ資料でございますが、新しい資料は5ページ以下ということですございます。

1ページ目は、前回おつけしている食品表示の現状でございます。それから、2ページ目につきましても、表示項目ごとの現状ということで、これも前回、おつけした資料でございます。3ページ目でございますが、これも考え方ということについて、前回、おつけしております。それから、4ページ目、これは前回の一番最後のページだったかと思うんですけれども、メリット・デメリットというものを整理した表、これを再度つけております。

それで、5ページ目でございますけれども、前回、適用範囲についてかなりご議論いただきまして、そこでお出しeidtいたご意見、これを事務局の責任でまとめさせていただいております。

5ページ目、簡単にご紹介してまいりますと、一番上の話でございますけれども、ここは、要は、食品衛生法とJAS法で定義や範囲が異なっておりますので、それについて議論すべきじゃないかということ。それから、中間の2つについては、前回の検討会でガイドラインについてご説明いただきまして、そのガイドラインの推進ということが大事ではないかというご意見かと思っております。

それから最後の丸、これは、その一方でいわゆる、今、チェーン化されている店舗の中では、ある工場で調理したものを提供しているところが多いということだったので、そういうところでは情報提供は簡単ではないかというご意見もありましたので、あわせてご紹介しております。

それから、1枚おめくりいただきますと6ページ目、ここも続きでございますけれども、

一番上の丸でございますが、家族経営のような小さいところまで義務づけるということについては、やはり実行可能性の点で疑問があるのではないかということ。

それから、2つ目の丸につきましては、アレルギー表示、これは外食などのガイドライン等により取り組まれているところでございますけれども、こういったものはやはり消費者としても求める声があるということでございます。

それから、3つ目の丸でございますけれども、この前、表示をすれば業務負担が軽減されるという説明をさせていただいたんですけども、対面で販売されているところというのは、コミュニケーションの場として大事だということがございましたので、それについての意見を載せております。

それから、最後の丸でございますけれども、この検討会の中で実際に有識者の方がいらない部分もあるということがございますので、別途そういった方のご意見をお聞きする場というのを設けるのも一案でないかということでございました。

適用範囲につきましては、大要、このような意見が出ていたかと思っております。

それから、7ページ目でございますけれども、前回、インターネット販売、あとカタログ販売についても、あわせてご議論させていただきましたが、いわゆる量り売りとか外食などと違って、一番上の丸でございますけれども、全く人が介在しないということがございますので、やはりそこは慎重に考えるべきではないかということ。それから、あと自動販売機についても、いろいろな工夫が要るということで、この辺りについては引き続き議論をしていく必要があるのではないかということ。最後でございますけれども、ネット販売とかカタログ販売というのは、食品に限らず、いろいろなものを取り扱っておりますので、インストア加工、量り売り、外食などと一緒に議論するというのは難しいのではないかということでございました。これは特徴的な意見でしたので、別途整理させていただきました。

それから、8ページ目でございますけれども、ここは適用範囲からもう一步進んで、どのような表示が必要かということでございますけれども、ここは委員のみなさま方、大体、考えというのは共通しているのかなと思っておりまして、やはり、アレルギー情報に代表されるリスク情報とか、今日ご議論いただきますけれども、栄養成分に関するカロリーとか、あと食塩含有量といったもの、これについては表示をする必要があるのではないかと、そういうものを消費者が求めているのではないかということでございました。

前回いただいたご意見ということで、事務局の責任においてまとめさせていただいております。

それから、9ページ目以下ですが、これは前回、ご議論いただいた際に、実態がよくわからないと議論ができないというお話をございましたので、できる範囲で事務局で情報を集めてみたものでございます。

9ページ目でございますけれども、これは外食のガイドライン、前回もご紹介いたしましたけれども、その取組の状況についての資料でございます。農林水産省と日本フードサ

ービス協会でアンケート調査をされているということでございます。その結果、左の円グラフでございますけれども、事業者ベースでいくと9割ちょっと、それから店舗ベースにおいても8割強というところで実施されているということでございます。

ただ、前提として考えなければいけないことは、まず、日本フードサービス協会、この会員は大手の事業者が中心ということでございますので、実際には、おおむねを占める中小事業者の方というのは、まだまだ取組が遅れているというところがあるということ、例えば、店舗ベースで原産地表示をしているといつても、いくつかある商品の中でどれかをしていれば良いと。1つでもしていれば丸ということでございますので、実際に店舗に行ったとしても、全てのものについて原産地表示がされているということではございませんので、その点を念頭において、ご覧いただければと思っております。

それから、10ページ目でございますけれども、こちらは日本生協連が集めたデータを提供いただいて、それを分析したものでございます。この円グラフ全体が、窓口に寄せられるいろいろなお問い合わせということでございます。

その中で、赤線で太く囲っているところが、表示に関連するであろうと考えております。これで見ると、大体半分ちょっとぐらいが表示に関連するものではないかと思っております。その中では、表示に関連しないものもあるかもしれませんけれども、大体半分ぐらいかなと思っております。

若干、項目の説明がわかりにくい部分がありまして、その下に注をついているのですけれども、一番上に「その他の表示2%」と青い部分がございますが、ここは整理としては、表示させる事項そのもの、例えば、パッケージに数字が書いてあるのだけれども、これの意味がよくわからないとか、そういうことの問い合わせを整理されているというふうに聞いております。

それから、一番下の「仕様・設計」というところ、16%、赤いところでございますけれども、ここについては、商品の中身、例えば、この商品に使われている原材料は何がどれぐらい入っているのか、使っている原材料の産地はどこなのかといった商品の中身に関するものは、この「仕様・設計」というところに整理されているというふうに伺っております。

それから、11ページ目にいっていただきますと、これは先ほど説明したものの経年変化でございます。平成18年から直近の23年、23年分はまだ集計途中ということで、推計でございますけれども、ご提供いただきましたので、先ほどの表示に関連するであろうという項目に限って整理させていただいております。大体、経年変化と、あと件数の状況がわかるかと思います。

経年変化がない項目が多うございますけれども、中に、左から2つ目の原料成分の安全性とか、一番右の仕様・設計というもの、商品の中身に関するものについては波があるというか、下の注にもつけてございますけれども、例えば、平成19年、20年には例の冷凍餃子の事案があったということ。それから、昨年につきましては、例の福島の事案があると

いうことでございますので、そういうところについては、やはり消費者のみなさんの関心が反映されているのかなというふうに思っております。

簡単ではございますけれども、以上、私のほうからの説明は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○池戸座長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明についてご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をいただきたいと思いますが、この議題につきましては、先ほど言いましたように、前回、委員のみなさま方に活発なご議論をいただきまして、資料の5ページから7ページ、8ページに、その際いただいた主な意見がまとめられております。これは、先ほど事務局からもお話をありましたように、事務局としてのまとめですので、改めて見ていただきまして、補足すべき点とか修正意見、またこれを踏まえたご意見等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

また、本日、資料をご提供いただきました仲谷委員、それから森委員におかれましては、今の議論と関連してご説明していただくことがございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

関連の資料のご説明をまずやっていただいたほうが良いですかね。仲谷委員でも森委員でも結構です。では、仲谷委員、お願いします。

○仲谷委員 それでは、食品表示の範囲という観点で少しご報告したいと思います。

まず、私どもでいろいろ調査をして、小売事業者としてどういう事業規模のものが多いかというふうなことで調査をいたしました。

少し古いんですが、平成19年の経済産業省さんの商業統計から拾ってみると、資料1でございますけれども、やはり小売事業としては、小規模のところが非常に多いというふうなことがわかりました。

それで、表示の範囲ということになりますと、少し議論から外れますが、そもそも食品の表示ということでございますが、これは単にパッケージされた商品を表示対象にするということの議論よりは、まず消費者の知る権利と情報を明確かつわかり易く提供する事業者の責務というふうなことに立ち返ってみると、やはりパッケージングに表示することだけでは、非常に対象範囲も限られてくると思います。小売事業者も店内でいろいろな加工をしているわけですけれども、そういったときの表示というのはどうあるべきかというのを、事業者自らも考えていかなきゃならないというふうに思います。

日本チェーンストア協会といたしましては、少しちゃくっていただきまして、資料4を見ていただきますと、食品表示にかかる自主的取組ということで、適正な表示を推進しようということに取り組んでおります。当然、商品の仕入れあるいは原材料の仕入れを通じて、その内容を確認し、それを最終商品に反映していくということを行っているわけですが、基本的には原産地や、原料原産地、特に生鮮品や加工度の低い加工品につきましてもきちんと表示をしようと。それと、お客様に誤認を与える、優良誤認を誘発する表示につ

いては行わない。そして、お客様の安全安心に関する表示、例えばアレルゲンでありますとか栄養成分につきましては、弁当・惣菜について、積極的に表示をしていこうというふうなことを取り組んでおります。

それでは、消費者の方から要望されている表示というのはどういうことかと言いますと、2番でございますが、会員の事業者A社の2010年のプライベートブランドの問い合わせ内容を見ますと、先ほど日本生協連様の事例にもございましたが、資料2及び3を見ていたら、やはり一番多いのが使用方法についてのお問い合わせ、2番目が賞味期限・消費期限に対するお問い合わせ、3番目が原産国あるいは原料の原産地に対するお問い合わせ、それと商品の仕様内容、購入関連、原材料成分等が、多くいただいている項目ということでございます。

具体的な内容をピックアップしますと、資料3にございますように、1行目ですけれども、海老とマカロニのグラタンというものについては、レンジにそのままかけても大丈夫か、トレーが溶けたりしないか、こういう使用方法についてのご確認、賞味・消費期限につきましては、賞味期限が過ぎているが食べても大丈夫かと、こういったお問い合わせ、原料原産地等につきましては、中国産であるが大丈夫かというふうな問い合わせでした。ですから、以前にも申し上げましたけれども、何を目的として原料原産地をお問い合わせいただいているかというところを深く考えていく必要があるんじゃないかと思います。そういういたところが主な内容でございました。

私ども小売事業者もインターネット等を通じて、Webサイトでの販売をしているわけですけれども、実際、そういうカタログでありますとか、Webサイトを見ますと、やはり事業者によってかなりばらつきがあって、特にアレルゲンとか賞味期間についての取組は見られるものの、詳細な商品情報、品質情報についての開示はあまり見られていないというふうな状況でございます。

ただ、私どもも実際に取り扱っている食品を見ますと、一般の大手メーカーの食品というよりは、地域名産品とか地場の商品、といったものをネットで販売するということが多いわけですけれども、そうしましたときに、そこから提供される情報が果たして正しい情報かということがございまして、いろんな表示内容、商品情報をチェックするんですが、結果としてやはりかなり勘違いとか、知見のなさから来る間違った情報であるとか、といったことが多いようでございます。そういういたところを、フードチェーン全体でどういうふうに担保していくかというふうな国全体としてのインフラ、といったところの整備もお願いしたいと思っているところでございます。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

では森委員、お願いします。

○森委員 それでは、私のほうから、食品産業センターとして1枚、グラフをお示ししてございます。机上配付ということだけれども、その内容について、ご説明したいと思いま

す。

お手元の資料は、大手食品企業9社の平成22年のお客様相談内容ということでございます。先ほどの日本生協連さんとか、仲谷委員からご提供の資料にありましたように、やはりお客様相談の内容でございますけれども、私のほうから提供致しました資料はあくまでも加工食品についてのデータになります。生鮮品が含まれていないということで、その点が違うということをご理解いただければというふうに思っております。

このグラフのまず左のほうに、「その他」というのがかなり含まれております。約58%になっておりますが、内容的には、一番下の行に書いてありますけれども、「商品の販売店に関する問い合わせ」、「企業に関する問い合わせ」、あるいは「CM・キャンペーンに関する問い合わせ」等、直接、表示にかかわりのない部分というふうにご理解いただければというふうに思います。ですから、その右の「商品名」からずっと右下のほうの「HP記載内容」までが、表示にかかわる部分であろうと、一応、私どもは理解しております。

その表示にかかわる部分をごらんいただきますと、やはり一番多いのは「期限表示」、賞味期限とか消費期限といった内容のものが多くて、次に「使用方法」についての問い合わせといったもの等々、いろいろございます。

先ほどからも触れられている「原料原産地」につきましては、ここにお示ししましたように、加工食品では1%程度ということで、それほど多い問い合わせではないと考えてございます。その辺が大きな違いではないかというふうに思います。

なお、このグラフの件数ですけれども、平成22年、9社のデータを集計したものでございまして、1社平均問い合わせが大体38,000件ということでございますので、量的にはかなりのデータからの結果であると言えるかというふうに考えております。

以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございました。

ただいまのお二人の委員からのご説明も含めて、全体として、前回に引き続きまして、ご意見等ございましたら、どうぞ。

鬼武委員。

○鬼武委員 先ほど事務局の方が説明されたことに少し補足をさせてもらいます。今、お二人の委員からいろんなお問い合わせに対する解析と説明がございましたので、私のほうもその点で日本生協連のデータについて少し補足をさせていただければと思います。

資料1の10ページをご覧ください。

私ども生活協同組合は、メンバーシップということで、まず、組合員になっていただいて、それでお店で購入する、もしくは共同購入ということで、自宅のほうに配送するような、そういう2つの仕組みで商品を流通・販売しております。

そういう中で、多分、他の一般的な小売の業態と少し違うこともあるかもしれませんけれども、10ページ目の相談窓口、サービスセンターというところに来る問い合わせが多い

のは、私どもの商品を以前購入したけれども、もう一度同じ商品を買いたいとか、そういうことがやはり一番多くなっています。

それから、表示に関係する件ですけれども、表示を満足していない部分として、個別にいろんな形で仕様なり設計なり細かく聞いてくるのが2つ目で、それから、私ども商品についての品質のところで問題が発生したということで、商品苦情というようなことが順番になっているのであろうという概要であって、そういうふうにまず10ページのほうは見ていただければと思います。

それから、具体的に11ページのほうですが、これは消費者庁の方にグラフにしていただきましたので、これで何が一番言えるかというと、私どもの商品で言うと、カスタマーといいますか、消費者の方が満足している点はというと、アレルギーとか栄養とか、棒グラフの低いところはやはり満足していただいているのだろうというふうに、私どもは解析しております。と申しますのは、栄養成分については、原則、私どもコープ商品について、全部、栄養成分表示をしておりますので、ですから、それについてはあまり問い合わせがない。アレルギーも法律上の表示をしておりまますし、わかりやすく絵表示みたいな形でしりとりしておりますので、それも問い合わせが少ないのであろうというふうに思っています。

一方、表示でどこまでカバーできるかわかりませんけれども、原料の成分の安全性、仕様設計について、その時々の事件、事故なり世の中で非常に関心の高いテーマというのがメディアで報道されたりすることがあります。それに対して日々お問い合わせが朝から鳴り続けるということで、そういう面からすると、原料成分安全性、仕様・設計というのが、表示一つで任意なり義務ということで、カバーがなかなかできない部分で、これはやはり消費者の満足からしたら、我々としても、難しいでしようけれども、落第じやないかというようなことだというふうに解析できると思います。

中くらいのところで、まだ改善の余地がある。使用方法については、個別の商品にいろいろ書いてはいますけれども、これについてはケースバイケースで、組合員の方というか、消費者の方がいろいろと判断の仕方が違ったりしますので、使用方法について、やはり表示だけでは満足できないので、問い合わせが来るのをあろうと思います。

それから、義務表示になっている賞味期限、消費期限については、私どもも工夫をしているのですけれども、先ほど仲谷委員からもありましたけれども、開封した後に食べられるかとか、もしくは何年何月何日の記載表示を原則としており、商品によっては年月というような形で日付も入れていますが、印字の方法によっては数字だけが6けたなり8けたということで、点を打った表記で年月日が省略される場合があります。その場合に、この数字が何を意味するのかということで問い合わせが来るということで、賞味期限なり消費期限ということについて、やはりまだまだ満足できないので改善しなければならないというようなことで、そういう形が全体的な表示に対する傾向にあると認識しています。

私どもこういう形で日々お問い合わせが来ますので、それに基づいて、任意ベースで商品の分類として改善ができるもの、もしくは表示だけでは改善が済むものではありません

から、商品設計を変えることによってその辺の問い合わせを減らすということもできるというような、総合的な取組ということで、表示については月単位で、大体、こういうお問い合わせの中から、あと表示にできる可能性についても分析・検討・改善をしているという次第であります。

少し概要を申し上げましたが、そういう点から言うと、賞味期限なり使用方法については満足していないですし、これは表示の上では改善が必要であろうということです。アレルギー、栄養成分については、逆に言えばきちんと書かれているので、そんなに多くの問い合わせはないというふうに解析できると思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

全体を通じてどうでしょう。どうぞ、山根委員。

○山根委員 表示義務の適用範囲ということで言いますと、やはりインターネット、カタログ通販、それからテレビショッピング等も広く対象にすべきだと思っています。どこの何がどれだけ入っているかという表示よりも、アピールしたいことだけを表示して購入をあおるようなことが実態としてありますので、そういったことが改善されないとならないというふうに思っています。

それから、たびたび言っていますが、議論の対象にアルコールを入れていただきたいということです。ノンアルコールビールやカクテルというのが続々販売されていまして、表示問題、これからも増えると思いますので、ぜひ消費者庁で一元的に取り扱っていただけるようにと思っています。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他。では、右のほうから順番に、森委員から。

○森委員 同じく資料1の7ページ目の自動販売機のところです。2つ目の丸がございます。「自動販売機での商品購入に際しては」という部分でございますが、ここにおられる委員の中には自販機関連の方がおられませんので、私も詳しいことはわからないんですけども、どうも自販機の中には、必ずしもメーカーが持っている自販機ではない、個人商店のオーナーが個人でお持ちの自販機とか、それから商店とかそういう商いを全くやっていないで、本当に個人の方も相当、自販機を所有しているというようなケースがございます。そういった、この前も申し上げました多様な実態がございますので、その辺もありますということも、ぜひこの丸の文章につけ加えておいていただきたいと思っております。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 前回、出された意見を整理していただいて、大変わかりやすくなかったかというふうに思います。ありがとうございます。

表示そのものはどうしても表示、いわゆる商品に直接くっついている表示の関係をどうするのかというようなことと、それからそれ以外をどうするのかというようなことで、組

合せで考えなきやいけないと思いますけれども、どうしても商品にくついている部分で言えば、スペース等の限りもありますので、必ずやるべしということについて、どういう中身であるのかということについては、義務づけでもありますので、考えなきやいけないというふうに思いますが、もう一方で大切なのは、例えばガイドラインであるとか、それからそれぞれのところでの任意表示の考え方だとかというようなところで取り組んでいる、そういう努力をしている、業界や各社のところで水準を高める努力をしているものについて、評価するとか、それから義務ではないけれども、こういうようなものを作ると良いという推奨であるとかというようなことが、ある意味で言えば、いわゆる法律で、ねばならないという部分よりも、大変大切だというふうに思います。そのほうが、日本の業界の構造、いわゆる中小も含めてどういうような、全体のレベルを上げるのかということで言えばとても大事だというふうに認識をしておりますので、そういう部分で、全体でどういうふうにするのかというようなことも考えたほうが消費者の利益になるのではないかというふうに思います。

そういう中で、前回も言いましたけれども、アレルギーの関係については、大変困っている人が増えていますので、それについてはどうにか対応していただきたいというようなことが一つです。

それからもう一つは、特にネット、カタログ、特にインターネットの関係については、大変利用は爆発的に拡大をしておりますけれども、いわゆる商品というのは3種類ぐらいあると思うんです。つまり、品質がブランドと関係なく一定していて、大きな差がないものというのは、それこそ例えば砂糖のようなものであるとか、塩のようなものであるとかというのは、どこのメーカーであろうと、あまり関係なく安心して購入はできるというふうに思うんです。また、大手さんの商品、メーカーは言いませんけれども、そういうようなものであればどこで買おうと、これはこういう味だということが想像でき、間違いがないということで安心できると思う。

インターネットの通販のところで売られているものというのは、どちらかといえば大手さんのもの以外のものが大変多くて、その辺のところがよくわからないという関係があって、知らない商品を買うときに、いわゆる当たり外れが大変大きい。場合によってはすぐだまされたというふうに思ってしまう部分があるので、そういうようなところについてはしっかりと充実をしていかないと、買い物のたびに大変がっかりしたというか、場合によっては健康被害を受けるような状態になってしまうようなこともありますので、特にインターネットのところについては、さらに取り組むというようなことが必要じゃないでしょうかというふうに思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ、中村委員。

○中村委員 今日の第4回検討会における委員の意見概要で、きれいにまとめていただいたことについては感謝したいと思います。

ただ、その中で、1つ2つ気になるのは、今の自販機の件でも、自販機というのは2種類あると思うんです。缶なんかが入っている自販機と、濃縮液が入っていて、それを買うのがあって、それは消費者にとっては、特に濃縮液の場合はわかりにくいわけです。そこのことが一つあるんじゃないかな。

それから、正確な表示の確保が困難な分野とか、そういう話がちょいちょい出てくるわけですけれども、これは、前回の発言は間違っていたなと思って大変反省しているところなんです。何を言いたいかといいますと、食品の表示の目的については、食品を消費者が購入することによって、食品を生産する者と食品を流通させる者、全て関係者の利益につながるという、こういう性格ですから、消費者の権利である利益を尊重して、消費者が求める全ての情報を出していくということに、僕は表示の目的があると思うんです。

その際、私が間違っていたと思うのは、食の安全について、食品衛生法とか食品安全基本法とか、食の選択に関するJAS法とか、関係法令が守られているということが前提になっているわけですけれども、12月5日に厚生労働省が、10社が販売した調味料の核酸が違っていたとか、核酸の問題、あるいは12月22日の厚生労働省の発表で、1社のビタミンと酵素がそれぞれ未承認の遺伝子組換えの添加物が販売していたというようなことになるわけでして、私は、きちっとみなさんやっておられて、その上に立って表示の議論をしていると、こう思ってきたわけです。けれども、こういうように、遺伝子組換え技術を使った添加物について、わからぬで使っているとかということになれば、今、売っておられるものの自体を疑わざるを得なくなってくる。そうすると、ここで議論している、消費者の権利を守っていくという観点から言うと、何か非常に残念な事態じゃないかというふうに思います。だから、表示の拡大という観点から言うと、極端なことを言えば、遺伝子組換え技術を使った全てのものを表示してくれなんていうことを言わざるを得ないんじゃないかな、こう思っています。

だから、表示の拡大適用範囲についても、ここの議論だけじゃなくて、そういう守られないことがあるのであれば、それは全て消費者の求めることを表示してほしい、こう申し上げたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございました。

今までご意見が出た中身についてでも結構ですので、その他の委員の方いらっしゃいましたら。

どうぞ、二瓶委員。

○二瓶委員 消費者の方々が望む表示といいますか、情報は非常に多岐にわたって、ボリュームもあるかと思うんですが、いずれにしてもそれを義務表示という形で実現するには、おのずとどうしても制約が、これは今まで議論が出ていますけれども、全て実現するのは非常に難しいと思いますし、やはり優先的なものを確認してやっていくということになろうかと思うんですけども、そこで表示をする事業者側と消費者側で何か矛盾があってとか、利害関係が対立するというふうに、私はとらえるべきでもないし、事業者側として

もできるだけ情報提供を正確にやっていく。その中でも、義務表示とされているものについては、適正表示をきちんとやっていくというのは、これは当たり前の話ですし、今、ご意見がありましたけれども、不適正な表示があると、それは当然、行政指導なり処分があって当たり前の話ですので、それはそれで適正化をきちんと推進していくということですが、限られたスペースなり制約条件から言うと、先ほど丸山委員からもありましたけれども、全てが表示でカバーできるわけでもないし、アレルギーについて、優先的な表示項目にしようというのであれば、それはそれで様々な手段、方法でやっていくべきだろうというふうに思います。

前回、私のほうから日本惣菜協会のガイドラインについてご説明する機会をいただきましたが、各業界共通していると思うんですけれども、大手から中堅あるいは零細というような企業規模もありますし、今日も資料でいろいろ触れられていますけれども、家業的、生業的といいますか、家族経営のようにやっている規模も、食品関係では多々あるわけです。全体の底上げを図るということ、できれば、様々な実行可能な方法を駆使して、多角的、重層的な方法を駆使して、消費者の方にできるだけ詳細に情報をお伝えするという取り組みは、依然として大事だし、これからもっともっとそういう面でみなさんもぜひ推奨していただいて、あるいは指導していただいて、各界、各食品業界でさらにそういった活動を推進できるような環境をつくっていくというのが大事じゃないかというふうに思います。

そういう意味で言うと、実行可能であるという、そういう表示項目、あるいは適用範囲というものについて、きちんと議論を一方でなされないと、総花的（そばなてき）に適用範囲をどうのこうのと、なかなか断定的な意見を出しづらいというような状況でございますので、多くの食品事業者が適正かつ持続可能な方法で義務表示をきちんと守っていっているというような適用範囲のあり方ということについて、ぜひ念頭に置いていただきたいというふうに思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

どうぞ、堀江委員。

○堀江委員 私もその適用範囲にすごく賛同するんですけども、仲谷委員からご提供いただいたブランド商品に対する問い合わせのところを見せていただいても、例えば同じ加工食品といってもすごく範囲が広いので、はちみつなんかはどこ産のものかなという心配があるかと思うんですが、あとそれからお魚とか肉とか、目の前のお弁当のものはどこのものかというものがあるかもしれません、ここのはりゴマですか、ジュースとか、これも問い合わせがあるのかと思ったんですが、前回お示しいただいたときにも、例えばゴマですと、何カ国も、5カ国ぐらいのそこのうちのどれかだというような、そういう表示方法もあるという案もあるようですねけれども、これは品質を一定にするためにいろんな国のが入るのに、その都度どこの国という表示はなかなか難しいと思いますので、やは

り無理のない、業者もできるような、そんなことも考えていかなくちゃいけないと思っています。

○池戸座長 上谷委員。

○上谷委員 先ほどのご発言について同感ですが、義務化によっていろいろ拡大する中で、私たちは消費者という幅が、とても消費生活関係を勉強していらっしゃるグループの方と、何も興味を示さない消費者との差って大きいと思うのです。

そういう中で、消費者という部分をどこのところに目線を置いてやるのか。消費者、一般的な何も知識のない人が見たときに、何が一番表示として必要なのか。そういうところが気になるところで、事業者側にあっても、実行性ができるのかという部分も大企業、中企業、小規模なところがあると思うんですが、そういうところで、本当にそういう年間の食材の動向とかいうものを含めたときに、中小企業、小規模なところが、大手と同じように動けるのかというところを含めて、できるようにしていただければ良いけれども、できるように努めるにはどうしたら良いかという手立てを考えていかないといけないんじゃないかなと思うんです。

消費者の商品選択に資することについては、目的としてはごく当然であるのですけれども、事業者、それから製造者、ここの中にあまりたくさん入っておいでになりませんけれども、そういう意見も入れていかないと、日々変わるものの中の表示ミスということの一言で、もし何か起きたときにそれをやり過ぎてしまうという体制づくり、そういうことが大事になってくるのかなというふうに思っております。

拡大するという中になりますと、表示というのは、先ほどありましたが、チェック機関というものも出てくる必要があるのかなというふうに思います。

それから、先ほど生協さんからのご報告がありましたけれども、私も組合員の人たちというのは、本当によくいろいろと敏感に知っているのだなど。ただ、この組合さんでこの数字であれば、全く日常、食に関係しない人たちは、何か起きた場合にはそれ以上に危機感を感じるのじゃないだろうかというふうに思っております。

そのようなことから、ある程度情報の提供ということを、一般の消費者、ここを分けちゃいけないのですが、そのところをどこに目線を置いて、何を表示するかということを歩み寄りながら決めていき。実行可能なものからどんどん入れていくということをやっていく必要があるのではないかというふうに思いながら、先ほど日本チェーンストア協会さんのデータの図と、それから生協さんの問い合わせの図を拝見させていただきました。こういう状況であれば、この先の問題ですが、栄養成分でもここまで徹底しているのであれば、義務化も可能であるのではないかなと思いながら見せていただいた次第です。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

迫委員。

○迫委員 2点ほど意見を言わせていただきます。

まず1点目は、インターネット販売についてでございます。

これは、カタログ販売、インターネット販売、これについては、かなり実行性を確保するという意味では難しさがあろうかとは思うんですけども、その実態が見えない中で販売されている。しかも、そういう中でかなり危険な状況、先ほど丸山委員からもありましたけれども、そういう状態もあるのではないかということからすると、改めてこの適用範囲についてはきちっと考える必要があるのではないかと思っております。

それから、もう一点、アレルギーに関して申し上げさせていただくと、命にかかる方がいらっしゃること、その辺の情報について、十分、私どもの委員の中に持ち合わせていない場合があるのではないかということからすると、意見聴取の場もとっていただくことが望ましいのではないかと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

手島委員、どうぞ。

○手島委員 今回の食品の表示の適用範囲なんすけれども、オンラインで販売されているものに関しては、優先順位をつけるということ、それからそれがどれくらい守られるのか、実行可能な範囲の中で優先順位をつけるということだと思うんですが、先ほどの鬼武委員の説明にございましたけれども、実際に今の容器包装されたものでは、アレルギー関連とか栄養成分に関してはかなり、比較的徹底されているというふうなことがありますので、これらに関しては、健康影響ということもありますし、かなり優先順位をつけられるようなものではないかというふうなことを考えます。

それから、インターネットとか自動販売機というのは、非常に、現実、難しい状況ではあるかと思うんですけども、やはりでき得る限り表示はしていくというふうな形の方向でいくのがよいのではないかというふうに思います。

○池戸座長 ありがとうございました。

その他どうでしょうか。どうぞ、森田委員。

○森田委員 2点あります。

1点目は、表示の適用範囲のことについてなんですけれども、今回の資料はよくまとめさせていただいているんですけども、まずインストア加工とか外食とか、今、義務表示の適用範囲でない部分の前に加工食品の表示項目があって、後半の事例では外食の原料原産地などで適用事例が混ざって書かれていて、ですから、ガイドラインとか自主的な取組というのがちょっと見づらい感じがあります。その中でガイドラインについて、今まで事例に上がっているものというのが、外食ですか惣菜があるんですけども、加工食品の業界の中で、例えば消費者にとって毎日食べるような身近なもの、お豆腐ですか油ですか、そういうものに関しては、業界団体の中で、消費者が情報がもっと欲しいというときに、原料原産地に関して、業界の中でガイドラインを決めていただいて、そしてわかりやすい表示をリードしていただけないでしょうか。可能性表示等で4カ国とか5カ国で義務付け

されるよりはずっと良いと思います。今までお話の中でもありましたように、自主的な取組をそうやって推進していくことで、消費者の利益につながるのではないかと思います。

それから、2点目ですけれども、先ほど添加物、12月5日の遺伝子組換え食品の添加物のお話がありましたけれども、そもそもあの食品添加物に関しては、遺伝子組換え微生物を用いた添加物であり、遺伝子組換え添加物ではないわけですから、その部分が誤認されているというところもありますし、そういったことが起こるたびに、その食品衛生法の違反の部分を消費者の知る権利として表示に対する要求として置きかえられるというのは、そこは分けて考えるべきだと、私は思っております。

以上です。

○池戸座長 仲谷委員、どうぞ。

○仲谷委員 意見というより、再度ちょっと確認したいなと思うんですが、表示を行うことのメリット・デメリットということがページ4に書いてございます。

私の地域の中では、例えばパッケージに表示されていない品質情報、商品情報の提供ということも、いわゆる法体系の中で確かあったというふうに思います。

そういう意味から言うと、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる提供すべき情報、それは当然、消費者の知る権利に基づいた提供すべき情報は何かという見方と、パッケージに義務的に表示すべき情報というふうな議論というのがあると思うんですが、現在行われているのはパッケージに表示すべき、義務化すべき情報という理解でよろしいんでしょうか。例えば、生鮮品であれば、産地というのは、販売物の近辺に産地表示をしなきやならないとか、これは情報提供の話であって、必ずパッケージではないわけです。そういうことも含めて、そもそも消費者に提供すべき情報というのがあって、それは1つはパッケージに表示をする、あるいは店頭で販売員がいるから聞けば情報提供を受けられる、したがって、パッケージに表示する必要はないんだということであって、提供しなければならないということについては変わらないというふうに理解をしているんですけども、その辺は間違っているんでしょうか。

○池戸座長 今のご質問というか、確認というのは、今の実態の話があって、それで事務局で整理していただいた1ページ、2ページに法律上のところ、丸バツがありますよね。今、その議論をこの場でさせていただいているかと思うのですが、その中で、今までの現状を踏まえて、では、どうすべきかという、そういう考え方でご意見をいただければ良いかと思うんです。

どうぞ、市川委員。

○市川委員 私も確認をさせていただきたいんですが、今回の一元化のこの表示をつくっていく目的のところが、まだきちんと私たちのこの中で、こういう目的でつくっていきますという共通認識がまだできていないように思っていて、個々の部分を積み上げていって、できたもので目的をつくっていくのか議論が振り出しに戻るようなんですが、私たち、今、ここでどのように理解しておけばよろしいのか。確認させていただきたいんです。

○増田課長 議論の進め方ですけれども、前回もそういったご指摘があって、各論に入していくと、むしろ最初の目的等の議論をしないと、なかなか結論が出ていかないんじゃないかなというご意見がありました。

私どもとしては、1つはそういった前回の趣旨も踏まえて、今回、これまでの目的等についての議論に対するみなさんの議論を整理した表を参考でお出ししております（資料3）。ただ、整理したねらいなのですが、今までの議論を整理させていただいて、みなさんにも今までこんな議論があったとか、あるいは様々な考え方があるということは、ご理解いただきたいと思っております。一方で、目的なら目的にしても、議論をして直ちに論点が一点に集約されるのかというと、それもおそらく、かなり難しいのだろうなと思っております。

そういった意味で、今、事務局として考えておりますのは、今まで議論してきた目的等について、みなさまからの様々な意見を整理させていただきました今回の資料をご覧いただいて、みなさまには、とにかくいろんな意見・考え方があること、それによって、あるべきであろう表示の目的等も、少なくとも、みなさんそれぞれ合理的に考えていろんな選択肢があるということを、まず再認識していただければということです。そういう意味では、各論も、意見が分かれるところはあると思うんですけれども、どんな考え方があるかというのを整理したいということ、もう一つは、なかなかこの場だけの議論でいきなり集約というのも難しいということにご理解をいただけないかと思っています。また、議論の過程において、幅広く一般の方の意見を聞くべきというようなご指摘もありましたので、中間論点整理の際には、まさに論点の整理として、様々な、個々の論点というか、個々の点については、例えば目的について、こういった考え方が委員の方々から示されておりますというようなことを、できればカテゴライズして提示するのが良いんだと思います。そういう意味では、その一般の方にご意見を聞く段階では、検討会の意見はこうですといったものではなくて、様々な考え方、もちろん、合理的に考えてこういう考え方はあるのではないかというものを示した上で、広くご意見を聞いて、その意見をもう一度この場にご報告させていただければと思います。その上で、全体としてどういう方向をとるのが最も望ましいのかといった点を議論させていただけたらと思います。

○池戸座長 鬼武委員、お願ひします。

○鬼武委員 もう4回なり5回ということで検討会が進んできたので、仕方ない部分はあります、現状のいろんな食品パッケージ上の義務表示になっている、例えば食品添加物表示は、昭和50年ぐらいでしたか、それまでの76品目から全面表示に切り変わった、そのときの経過があって、それが今に至って義務になっていて、食品添加物の表示の一つの事例ですけれども、それが消費者なりこの委員の中でどれくらい役に立っているのかとか、意味があるのかとか、私は一番最初から言ったのは、現状の各ラベル表示項目、義務表示になっている項目についてレビューをしないと、意見を交わさないといけないのではと認識しています。これまでの本検討会では総論と各論が入り乱れて議論がなされており、各

論の部分で前回は原料原産地だというようにある意味で集中的議論ができていない。今回は多分、栄養成分表示ということになるけれども、また個別の各論にいくとそこで陥って（おちいって）、一方表示全体の義務化で栄養成分表示どうするのだという話になって、なかなか議論が発展しない。私はそれよりも、現状でのレビューが食品添加物なりで行われること、日本生協連を例に挙げると期限表示も顧客としては満足していない部分があるだろうし、消費者庁でも期限表示や加工食品の原料原産地表示については現行の制度は不十分という認識にたって意見交換会やパブリックコメントを実施して現行制度の改善する余地があるか否かの検討を行っていると思われます。

そういう現状の問題点について消費者庁事務局から提案してもらわないと、委員としてはこれまでの議論では義務表示の各項目が実際にどう役立っているのかというのは非常に見えづらいということがあって、今後、どこまで義務化の範囲や項目を拡大し、一方事業者の努力による任意表示でやつたらどうかということになるから、私はもう少しそういう具体的な内容を提示していただきたい。今までやってきた、例えば期限表示もどういう目的で入ってきて、今、消費者庁としては、これは今、加工食品に全部入っているから満足しているのですか、改善することはありますか。もしくは、販売形態としてインターネットや通販・カタログ・チラシ等まで広げたいのであるならば、そういうふうな考え方があるとか、そういうふうなディスカッションできるような形があって、足りない点は何かというような形で討議が前進し、本検討会で合意も得られるでしょう。繰り返しになりますけれども、そういう表示に対するレビューがないと難しいのかなというのは、最初からずっとと思っている点です。今からどうやって検討会の後半戦のところでやっていくかはわかりませんけれども、少し個別の義務表示のレビューをやっていったほうが良いと思います。

以上です。

○池戸座長 では順番に。田崎委員、どうぞ。

○田崎委員 後半で目的とかの議論があるので、そちらでもお話しできればと思いますけれども、今の鬼武委員からお話がありました、その方向での議論には賛成です。

現在の食品衛生法とかJAS法で義務表示されているものについて言えば、新法においても、表示を義務化すべき項目、例えば安全性のための表示とが、まず初めに挙げられるべきだと思います。消費者に知ってほしい内容については、事業者の経済性とか、そういうものに左右されずに表示すべきものと思います。その際の食品衛生法の製造基準とか成分規格とかに密接に関連する表示については厚生労働省の専門委員会で検討されているとかが優先されるべきでしょう。

またJAS法についても、個別の表示基準がそれぞれ定められている中で、それを新法でどういう扱いにしていくのかという議論が必要なのかなと。先ほどの報告の中であつた期限表示についても、消費者がわかりにくい部分があるのであれば、そこを深く検討することも必要です。

以上です。

○池戸座長 いいですか。

○二瓶委員 鬼武委員が仰ったようなことと似たようなことを私も言ったつもりなんですが、何か、何度か同じような趣旨の意見のところにまた戻るのかなと思うんですけれども、食品表示の一元化というのは、やはり消費者にとっても事業者にとってもわかりやすい制度として、現状の法体系を一元化していくこと、その前提として現状についてのレビューをちゃんとやっていくというご意見に賛成でして、新たに義務化するとか新たな制度をつくる、それから拡大するというようなことについては、もっと腰を据えてやらないと、この食品表示の一元化そのものが、仮に6月までに何とかまとめるというのであれば、今日で5回ですから、もう非常に厳しくなっているというふうに思わざるを得ないんです。

ですから、個別の課題をその都度議論したり、また、新たな一元化の食品表示の法律についての適用範囲とか目的についてまたやっていくという、何かジグザグで進んでいるような気がしてならないので、先ほど鬼武委員が仰ったようなところに立ち返るべきじゃないかと、私も思いますので、同じようなことで恐縮ですけれども、そのように意見を述べさせていただきます。

○池戸座長 山根委員。

○山根委員 今日、中村委員と連名で、意見書も出させていただいている。

目的に関しては、その他のところで、多少議論ができるというふうに聞いていたので、そこでと思っていたんですが、とにかくみなさんも仰っているように、まず大事な理念とか目的とかの議論、それもなしで進んできて、もう中間整理ということで、本当に多くの方からどうなっちゃうのという心配の声が私のところにも届いていますし、いろんな団体からのそういった提言なども消費者庁にも届いているはずだと思っています。

みなさんが仰るように、このままどういう方向で10回まで進むのか不透明ですし、とにかくこの一元化というのは、消費者庁発足の理由の一つにもなったことですし、どういう方向でいくのかというのは大変注目されていることです。しっかりと原点に立ち返って目的からの議論をしていただきたいというふうに思っています。

委員の方にはこの資料を読んでいただければと思うんですけども、このままでは本当に、ただたくさんの意見が出ましたという中間整理点になってしまって、その後の議論はまた別途つくる検討会か何かにゆだねられるのかなと、そんな気もしていますけれども、きちんとこの検討会でまとめるべきところをまとめて進めていただきたいと思っています。

とにかく中間整理の前に、もう時間も限られているとは思いますけれども、きちんと目的だけは共有して進めたいと思います。それには、ここにも書いたように、やはり食品表示が何のためにあるのか、それは消費者のためにあるということで、きちんと明言してほしい。それで、消費者の権利という言葉もきちんと目的に位置づけてほしいというふうに思っています。

○池戸座長 時間が大分過ぎてきていますし、それで、目的の考え方ですね、これも最初

の検討会から議論し、時間がいつものように足りなくて、時間外でもまたみなさんのご意見もいただいたという形になっているかと思います。

いずれにしても、この検討会としては、最終的には、ここどころはある程度の方向性を出さなければいけないということだと思います。あとは、今、いくつかご心配のご意見が出ましたが、どう効率的に、かつ実質的な実効ある中身にするかということかと思います。その議論について、今日も大分いろいろなご意見をいただきました。いずれにしてもこの表示制度そのものの全体を一元化することは、なかなか今までこういう議論がなかったので、1回レビューしてみようと。特に個別表示制度の議論についてはもちろんこれまでの検討経緯があり宿題みたいな形になっていますので、そこはそこで頭に置いておく必要はあるかもしれません、実際は表示制度全体としてどうかというところを頭に置いてご議論いただく形になるかと思います。

ただ、この点につきましては、委員全員がみなさん各自のご説明があるかと思います。しかも、同じ方向でというんじやなくて、かなりいろんなご意見もございますので、それをどうやってまとめるかという話になってくるかと思います。そこは、おそらく事務局のほうとして、最終の姿をこここの検討会としてどういう形で出すか、そこがはっきりしているかないと、なかなか我々の委員としても、まとめ方について最終的な、我々としての任務も果たせないので、そこら辺をある程度明確にすることを前提とした形で議論させていただければと思います。

それで、今、範囲の話になったのですが、前回の意見も含めて、実質的に消費者にとって非常に役に立つ表示で、かつ企業のほうも努力するということ。すなわちどこまで実行可能性を高めることができるかという、そういうようなことも頭に置かなきやいけないのではないかと思っています。

さつき、もう時間がないので、仲谷委員はご説明しなかったのですが、多分、業界のほうでインフラの問題とかいろいろと、そういう問題も一緒に解決しなきやいけないという話も、資料の中に載っていたかと思います。

それからあと、ネットの話とか、それから今回、惣菜のほうは委員として入っていただいてますけれども、外食分野のご専門の人も入っていませんので、業態によって状況がかなり違いますし、目的としては消費者のためにどうすべきか、どこまでできるかという、そういう内容についてまた幅広く意見をいただける形で議論するということかと思います。

すみませんが、もう30分以上、予定よりも遅れています、今日1つは、栄養表示のほうの議論、審議をしていただくことになっておりますので、そちらのほうに移らせていただきたいと思います。

これは資料2について、まずご説明いただきたいと思いますけれども、進め方としては、最初は区切って議論していただこうかと思ったのですが、時間の関係もございますので、事務局のほうでは一括してご説明いただければと思います。これにつきましては別添でついているかと思いますが、別途の栄養成分表示検討会で今まで議論されてきた経緯がござ

います。当初は、そこの経緯についてまずご理解していただきて、あとそこで出されている個々の課題、それについてそれぞれご説明していただいた上でご意見をいただくと、そういう段取りだったんですが、時間の関係で一括して、事務局のほうでご説明をまずいただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○平山企画官 では、私のほうから、資料2につきまして一括してご説明申し上げます。栄養表示の義務化に向けた検討についてでございます。

1枚おめくりいただきますと、目次がついてございまして、さらに1枚おめくりいただぐと1ページ目、これは現在の栄養表示制度についての概略でございます。特に、一番下のところです。5項目あるのですけれども、誤差の許容範囲、プラスマイナス20%、これが認められているというところでございます。

それから2ページ目、これは去年まで栄養成分表示検討会を消費者庁で開催しておりましたが、去年の7月、報告書を取りまとめておりまして、その成果を踏まえて、今日ご議論いただこうと思っているところでございます。

それから3ページ目、これは、今、ご紹介した検討会での一定の成果ということがございまして、今、栄養表示でその5項目が表示されてございますけれども、その左側のところ、これは一般表示事項、この順番にエネルギー、いわゆるカロリーです。たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムと、こういう順番で書いてございますけれども、その優先度を再度見直してはどうかということで検討を行いました。その結果、今、5番目にナトリウムがありますけれども、やはり重要だということで、順位を上げて、例えば2番目に持ってきてはどうかということを考えております。脂質、炭水化物は引き続き重要ということでございますので、今まで2番目に置いてあるたんぱく質を5番目に、と考えています。ですので、2番目と5番目を入れかえると、こういった見直しをしてはどうかというのが、検討会の一定の成果だったわけでございます。

それから4ページ目、ここが今日のご議論の中心というか、それを概観したものでございますけれども、引き続き、栄養表示の義務化に向けてはいろいろな課題があるということで、それらの課題について検討すべきということでございました。以下に掲げた主に4つ、この点についてご議論いただきて、方向性を固めた上で、義務化に向けて進んでいくということかと思っております。

1つ目が、いわゆる誤差の許容範囲の見直し。先ほどプラスマイナス20%と申し上げましたけれども、そこについては柔軟でかつ合理的なものを設定できないか。

それから、誤差の許容範囲というところでもおさまり切らない。場合によっては、事業者にとっては実行可能性の高い表示というものが他にもあるのではないかということのご検討。

3つ目の丸は、「栄養の可視化」とございますけれども、要は、一般の方にもわかりやすく、そして活用していただきやすい表示方法というものはどういうものかということの

検討が大事かなと。

それから4つ目の丸でございますけれども、表示義務の適用範囲ということで、いわゆる中食とか外食といったものについてはどうかということとか、小規模な事業者の方まで適用するかという範囲についての検討でございます。

以下、簡単に項目に区切って資料を用意してございますので、順次ご説明申し上げます。

それで、5ページ目でございますけれども、これは最初の誤差の許容範囲の見直しということでございまして、問題点、課題につきましては、前回の報告書ベースでまとめたものでございまして、検討の方向性ということでございますが、例えば3つの案を考えてございます。

例えば、Iでございますけれども、現行、誤差の上限・下限は両方設定しているのですが、例えば上限だけとか、例えば下限だけとかという設定もあるのではないかという考え方でございます。それから、IIでございますけれども、低い含有量、例えば5キロカロリーとか、10キロカロリーとか、すごく小さなものについては許容範囲を見直してはどうか、拡張してはどうかということ。それから、幅の表示、例えば100キロカロリーから120キロカロリーというように、幅の表示というのが認められておるのですけれども、その取扱いを今後どうするかということの3点があるかと思っております。

1枚おめくりいただきまして、6ページ目でございます。上限・下限の設定につきましては、今、一般表示事項、5項目ございますけれども、その中に特にナトリウムにつきましては、過剰に摂取するということが問題になっているということがございますので、例えば、今、上下、両方とも規制しておりますけれども、一番下の見直し案、例えば上限だけを規制して、下限も、例えば200ミリグラムが100とか50だと問題ですので、そこは運用で対応することはあろうかと思いますけれども、いずれにしても規制としては上限、プラス20%のところだけ規制するということはあるのではないかと思っております。

それから続いて7ページ目でございますけれども、低含有量ということでございまして、そこの真ん中にエネルギーの場合を例にとってございますけれども、高含有量、例えば100キロカロリーといった場合に、誤差の許容範囲はプラスマイナス20キロカロリーと。絶対値としても幅があるのですけれども、例えば10キロカロリーといった場合には、絶対値として上下2キロカロリーの誤差しか認められない。ですので、例えば10キロカロリーと表示したときに、例えば13とか14では、厳密に言うとアウトになってしまうというのは、本当に実態としてはどうかなということがございます。

1枚おめくりいただきますと、続きでございますが、8ページ目のところで、右側のグラフをごらんいただくとわかるかと思うんですけども、現行の許容量の上・下限というのが青い線でございますので、左のほうに行くにつれて、要するに表示値が小さくなるにつれて、誤差の範囲がぎゅっと縮まってくるということでございます。

その場合、範囲が小さくなってくると、まさに栄養的に意味がない場合だったり、そもそも分析の定量下限、もうこれ以上分析できないというようなこともありますので、例え

ば、カロリーについては大体5キロカロリーを下回るとあまり意味がない、かつ、分析方法としても限界一杯というところでございますので、例えば、赤い点線でございますけれども、25キロカロリー以下のところについては許容の幅を一定の絶対値に固めてしまって、ある程度余裕を持たせるということはどうかということでございます。この場合でいくと、上下限、5キロカロリーというのをずっと維持するということでございます。

それから、あと9ページ、これは幅の表示でございますけれども、今、幅表示というのを認められているということでございます。幅表示というのは季節変動とか多少の誤差にも対応できるということで、非常に有効かなということでございますので、現行のとおり認めてはどうかと。ただ、設定のルールについて、厳密にルールが定められておりませんので、今後、検討する必要があるのではないかということでございます。

それから、10ページ目、これは次のテーマに移るわけでございますけれども、実行性の高い表示の設定方法ということでございます。今、食品については、正確な数値を分析して確認するというのが難しい場面があろうかと思います。例えば、検討の方向性として、計算値というもの、これは例えばでございますけれども、計算値であるというものを表示した上で、合理的な根拠があれば、先ほどの誤差の範囲、要するにプラスマイナス20%に入っているなくてもよいということとしてはどうかと。ですので、例えば表示を見ると計算値であると。これはある一定の合理的な考え方で算出したものであるとすると。その場合については、誤差のプラスマイナス20%の中に入っていないということでもよいということによって、実行可能性の高い表示というものが設定できないかと思っております。

それから、11ページ目、昨年の栄養成分表示検討会でもお出しした諸外国の状況でございますので、これはご参考までにごらんいただければと思います。

それから、12ページ、さらに次のテーマでございますけれども、栄養の可視化、要はわかりやすさ、使いやすさといったものの表示ということでございまして、いくつかポイントがあるのですけれども、検討の方向性といたしましては2つ。

1つは、①でございますけれども、1日の必要摂取量に影響が多いものにつきましては、例えば1日2,000キロカロリー取ることが必要だといった場合に、この食品を取ると、例えば400キロカロリーなので5分の1は摂取できるといったこと、そういった表示を、推奨することとしてはどうかと思っております。

それから、食塩相当量ということでございまして、これはナトリウムが原則でございますが、食塩相当量というものが消費者の方にとってわかりやすいということがありますので、両方併記をするということについても、推奨ということで取り組んでみてはどうかなと思っております。

それから、13ページ目、これは諸外国の表示方法ということでございますので、これもご参考にしていただければと思います。

最後のテーマ、14ページ目でございますけれども、適用範囲の問題ということがございます。ここはポイントがいろいろございまして、検討の方向性というところでございます

けれども、1つは対象となる栄養成分、先ほど5つ、エネルギー、ナトリウム、脂肪、炭水化物、たんぱく質ということでございますけれども、ここは引き続き5成分、これがやはり重要な栄養成分ではないかということで、ここはそのまま維持してはどうかと思っております。

それから、検討会の報告書でも、いわゆる生鮮食品の中で、特定の栄養成分が入っていることを強調したものというものについては、やはり消費者の方もそれを見て買うことが多いと思いますので、栄養成分の含有量というものを表示していただくということとしてはどうかと思っております。

それから、ポツの3つ目でございますけれども、惣菜・お弁当、いわゆる中食とか外食というものは、栄養成分のばらつきが大きいと。例えば食事の盛り方によっても全然違いますし、季節によってもいろいろばらつきがありますので、適用せず、自主的なガイドラインなどによる表示を推奨してはどうかということでございます。

それから、事業規模の小さいところまで厳密に適用を広げるというのもどうかと思いまして、事業者の規模によってある程度、適用範囲を限定するということも検討の視野に入れてはどうかと思っております。

15ページ、16ページについても、諸外国の状況をまとめた資料をつけてございますので、ご参考までにご覧いただければと思います。

非常に駆足でございましたけれども、栄養表示の義務化については以上でございます。
どうぞよろしくお願いします。

○池戸座長 ありがとうございました。

それで、先ほど申しましたように、参考資料の2に報告書がついていますが、昨年の8月に栄養成分表示検討会の報告書が出ております。それで、この一元化の委員の方の中でも、何人かがこの表示検討会のほうにも入ってご議論いただいたということでございます。

資料2でいきますと、4ページまでが栄養表示の義務化に向けた課題の整理ということで、特に4ページで、課題としては、今ご説明した大きく4つの分野について整理されたということでございます。それぞれ今、個別の課題についてご説明をいただきましたが、全体を通じてでも結構でございますので、時間が今日、もう30分ぐらいしかございませんが、ご意見等がございましたら、ご質問を含めてお出しいただけたらと思います。

上谷委員、どうぞ。

○上谷委員 栄養成分表示については、今、ご説明があったのですけれども、義務化が決まったように一応、何か順次言っておりますが、それは私のはうは義務化してほしいという、その希望のことについての質問でございますけれども、既に外国でも義務化されている国が多数あるという報告がされております。そういう中で、厚生労働省が実施しております国民健康栄養調査の中でも、外食とか食品を購入する際に、栄養表示をよく見ながら購入するという傾向になってきているというデータが出ております。

また、そういうような形に希望したいという対象者が70%を超えているという状況の中

で、厚生労働省の第4次の国民健康づくりの見直しが、今、行われております。栄養士会においても、この国民の健康増進保持のために、地域における指導がずっと行われてきたわけですけれども、個人の努力には限界があるのじゃないかということで、食事内容の量とか、それから調整については、栄養成分表示を義務化することによって、地域の対象者としてとらえにくくい20歳から40歳代の疾病が多くなりつつある年代に、社会的環境の中で啓発していくという方法が、この先必要になってくるのではないかということはテーマになりました。

そのようなことから、高血圧関係についての食塩の摂取軽減、それから糖尿病に対するエネルギーというものをみんなにわかっていただこうということで、総エネルギー量の啓発ということからも、そのような栄養量の数値を表示していただくという方向に、この食品一元化の中でも希望したいというふうに思っています。

ただ一つ、科学的なもので言えば、食塩相当量というものをナトリウムで表現してございますけれども、私ども活動団体としましては、地域に普及するためには、ナトリウム量ではなかなか理解していただけない。そのようなことから、食塩相当量という表示が私たちとしては、みなさんに普及するのではないかというふうに思っています。

それと、先ほど、またこの経過の中でしょうが、順番のことがありました。ナトリウムを上のほうに上げ2番目で表示案をつくられていますが。栄養素を明記してナトリウムがその下にあるというような順序が、いろんな専門誌でも一般化されております。そういうことからも、やはりナトリウムは2番じゃなくて5番で構わないのではないかと思います。ただし、しっかりと表示をするということが、私としては希望したいというふうに思っているところです。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

栄養成分表示検討会の委員になっておられる方から、今の経緯も、もし補足があつたらご説明いただきたいので、よろしくお願ひします。

○迫委員 ありがとうございます。

その委員としての報告書と若干、それを逸脱した範囲で、今回、卓上配付のみですけれども、資料を用意させていただきました。

これは栄養表示の義務化について、この一元化の検討会の中でどうあるべきかということで考えさせていただいたものでございます。

限られた時間でしたので、細かい文言について精査できていないことはおわびしたいと思います。

まず、資料として用意させていただいたものの中で、1番目に、食品表示と安全性ということを書かせていただきました。食品表示制度の中で、先ほどの消費者基本法の中にもありましたけれども、消費者の安全確保というものは最優先されるべきものであろうと。その中で、現状の表示では、期限表示であるとか保存方法の表示、こういうものは、体調

の悪化とか食中毒のような短期的な健康被害を防止することを目指して、現在、表示されているもの。アレルギー表示については、これは症状を惹起（じやっき）したり、命にかかわる状態になることを防ぐために義務づけられたり推奨されている表示である。栄養表示については、従前から健康増進法の中で、国民の健康保持増進施策の一環として推奨されてきたものであるというふうに整理ができるかと思っております。

今回、消費者の安全確保という視点から、健康の被害防止という、そこに視点を特化しまして、資料を示させていただきました。

2番のところに示しております日本人の疾病状況、これは平成12年の循環器疾患基礎調査の結果でございますけれども、高血圧が全国で4,000万人いると推定されていること。それから、糖尿病が2,210万人と推定されている。ちょっと乱暴な方法ではありますけれども、40歳以上の年代でこれらの疾病が多いということで、40歳以上の現状の6,100万人に対しての有病率を計算してみると、高血圧症は65%を超える。それから糖尿病については36%。糖尿病は、平成9年の糖尿病実態調査結果と比べて、この10年間で十数ポイント急増しているというふうな状況になってございます。

健康被害という観点から考えていったときに、これらの高血圧症であるとか糖尿病であるとかという、こういう疾患の悪化、またそこから命にかかわる状態、血管病を引き起こすと、こういうものを予防していくということは、これは消費者の安全確保という視点では非常に重要ではないかというふうに思うわけでございます。

その関係で、3番目のところでございますけれども、食塩相当量とエネルギー量表示については、何としても義務化をしていただきたい。今回の一元化の議論の中で、いわゆる健康保持増進施策の一環としての項目以上に、安全確保という視点の中では、この食塩相当量とエネルギー量、この2点については、確実に義務化をしていくことによって、消費者全体、国民全体の安全の確保、命を担保することができるのではないかと思うわけでございます。

食塩の過剰摂取については、そこに記載させていただきましたけれども、特に現在、国民の7割以上が目標値以上を摂取していることになります。実際に食塩の必要量というのは1グラム程度でございますので、もともと目標量はその数倍ということで、非常に高い数値になっているところでございます。

高血圧症の患者さんが血管病を引き起こさないためには減塩、また糖尿病ではエネルギーコントロールが欠かせないことで、中期的な健康被害を防止して、消費者の安全確保に資するということで、必要性を書かせていただいているところでございます。

また、なぜ食塩相当量にしたかというと、これは次のページに記載してございます。これについては、現在、ナトリウム表示になってございますけれども、実際にナトリウムを食塩相当量に換算するためには、2.54を掛けて、そしてミリグラムで表示されている場合にはそれを1,000で割らなければいけない。これを店頭で、または商品を手に取っている状態の中で、選択肢の一つとして、この計算がその場でできるものかどうかと。さらには

高血圧症の患者さん、特に利用していただきたい方々でございますけれども、主に中高年齢者である方々がそういう計算が可能であるかということを考えれば、もうこれはほとんど無理と断言しても良いのではないか。

食品の表示というものは、これは実際使われることによって意味がある。表示をすることに意味があるのでなくて、消費者がそれを見て、わかって、使えるということが大前提にならうかと思います。

そういう意味で、食塩相当量のほうを推奨するのではなく、義務化をしていくべきで、ナトリウムのほうを逆に推奨していいって良いのではないかと、こんなふうに思うわけでございます。

また、先ほどからの議論の中で、現状の義務表示についてのレビュー、見直しが必要とのご意見がありましたが、これについても、表示をすることに意味があるのでなく、使われることに意味があるというふうな観点から、消費者にとって必要な表示とは何なのかと。そういう意味で見直しをしていくことが必要であろうというふうに思っているところでございます。

それ以外の栄養成分について、もちろん5項目全てが義務表示化されれば、それにこしたことはないんですけども、一元化という視点の中では2つに特化させていただいたということをさらにつけ加えさせていただきます。

適用範囲については従前のものを踏襲した形でございます。

なお、分析値と計算値について記載してございませんが、意見を申し上げさせていただこうと思います。

分析値についてはその食品、特に生鮮食品を原材料としている場合には、個体差とそれから季節変動、産地の変動、そういうふうなものが全てかかってまいります。合成品でない限り変動があって当たり前ということになりますので、それを分析値で示すということになれば、それは一定の幅を持たなければ表示は一切できないことになるであろうと。

一方、計算値というのは、そういうふうなものを考えて、日本食品成分表、文部科学省が出ておりますけれども、その季節変動、個体差に配慮して、そういうものをいろいろな種類を集めて、平均化した形で示しているものですので、当然分析値との誤差は発生いたしますけれども、一定数値が示せる。例えば給食の栄養量、医療機関、学校、その他での栄養量等については、全てこの食品成分表を使っております。

そういうことからすると、計算値というものをもう少し上位に考えていいっても良いのではないか。分析値が優先されるのかどうかというところと含めて、計算値の位置づけをもう少し上に上げていっても良いのではないかと思うところでございます。そうすれば、実行性についてもかなり上がるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございました。

鬼武委員、この前EUの規格でかなり義務化が上がっているというので、コーデックス

関係のご議論等を教えていただけませんか。

○鬼武委員 コーデックスでもまだ義務化ということでは議論はなっていないと思いますが、項目としてどういう栄養成分項目が必要かというのは、毎年、定期的に開催される会議で各国のいろいろな意見を聞いて、その中で個別成分についてのことについて、テーマとして見直しをされたりされているということが現状にあると思います。

そういう状況で一つ、今、2人の委員の方から意見がありましたナトリウムと食塩相当量、どちらかということについては、個別のことになるのですけれども、日本の場合は、病院の医療現場における医者の指導も、食塩なりということで指導されていますので、ナトリウム表示だとわかりにくいという現状がやはりあるのではないかというふうに思っています。私どもが80年代から栄養成分表示をやってきたときも、ナトリウムでは分析はやるのですけれども、食塩相当量は必ず書いている。特に、原料に食塩を使った場合、それからあとは食品添加物のナトリウム塩及び原料から由来のナトリウム総量から「食塩相当量」という表示をしています。

多分、EUも議論がいろいろされていましたけれども、ナトリウムよりもやはり食塩が国民なり市民にとってわかりやすいというようなことで、あそこの国もそういう判断で、今回EUのほうは食塩という判断をしたのだというふうに思いますから、それはその各国の事情によって、先ほど言いましたように、見る人が活用できるような形でないといけないと思いますから、そういう面からすると、食塩なり食塩相当量のほうが、表示されているものからすると選びやすいのじゃないかというふうに思っています。

それから、今回、前回の栄養成分表示検討会を終わって、多分、その後、事務局の方がいろいろ頑張られて、今回の資料の中で特に、分析の方法とか、テクニカルにいろんなところはこういうふうにすれば良いということで、その部分はかなり解説されてきたというふうに思っています。解説されたし、もし義務化になんでもそういう部分については、今の栄養成分表示よりも中身としてはいろんな形で正確な表示が、数値も保証できるんじゃないかというふうに思っています。

一方で、そういう前段のもとで一番必要なところは、これは使う側といいますか、消費者なりが見て、本当に使いやすいものであるかというのが、一方で一番表示としては必要になるので、現行は任意表示でもパッケージはほとんど、栄養成分表示検討会のときも、確かに食産センターの方の資料の多分8割ぐらい、確かにされていました。パッケージされているのは80%されていましたよね。そういう現状からすると、今でも加工食品の栄養成分表示は任意であっても実施されているわけですから、義務表示でどのくらい変わるのが課題です。

多分、それとリンクをして、健康とかそういうところは本当にわかっていて選んでいるのかとかですね。もし義務化にするのだったら、その辺のところをもう少し見ておかないといけない、検討しないといけないのかなと思っていまして、日本の場合はそれが難しいということであれば海外の事例をレビューすべきです。アメリカの場合は、義務表示がも

う何十年も前からフェデラルレジストレーションで書かれています、項目と書き方も全部統一されています。例えばトランス脂肪酸は国民から認知してもらうということで、確かに斜体に書いてあったりして、それでもまだアメリカの健康栄養状況というのは改善されないという状況がって、2006年ぐらいから、いわゆるインスティテュート・オブ・メディシン、IOMのところに現行の栄養成分表示の検討をさせて、いろいろ栄養成分表示について、どういうふうに消費者の人が認知しているかということに基づいて、今度は、本格的にレポートに基づいて、FDAが栄養成分表示について改革ということを考えられているみたいなことがあると思いますので、各国の義務化というよりも、むしろそういう内容中身をもう少し調べてもらって、日本がもし義務化になるのだったら、その辺も含めて検討されたほうが良いようにも思いますし、あと、全体としては、WHOなりがいわゆる非感染性疾患の予防のために栄養成分なりをきちんと表示したり、消費者の人に選んでもらってリコメンドするというようなこともありますから、そういう全体的なところを一方で他の省庁とも協力してもらって、例えば厚生労働省とか文部科学省とかの連携。そういうふうな取組がって、栄養成分については、現在の任意表示から、海外の事例（アメリカ及びEU）をもとにもう少しどういうふうに改善するのかという検討でことが前進するのではないかというふうに思っています。

○池戸座長 いいですか。

○中村委員 一言だけなんですが、誤差とか許容範囲については、2010年版の日本人の食事摂取基準があり項目によっては上限・下限があるものと、上限だけしかないものがあるので、それに対応した形で設定、検討してもらうと、教育の現場とか、これを使う現場で矛盾なくできるんじゃないかなと、こう思っています。

○池戸座長 二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 栄養表示についても、やはり焦点になるのは実行可能性ということだと思います。適正表示をどうやっていくかということからして、お願いなんすけれども、現行の栄養表示基準、任意ですけれども、これでかなり実行されている事業者も多いという。私どもの会員の中でも年々増えているように思います。

ですので、どのように適正な栄養表示をしているか、やっているかというようなことについて、ぜひこれこそレビューが必要なんじゃないかと。それから、監視業務のほうはどうなっているのか、どういう指導をしているのかとかということで、表示する数値の担保をどのようにされているのかというようなことも重要だと思うんです。

同時に、海外における長年の事例もあるようなんすけれども、それについても同様に、例えば食品といつてもいろんな種類がありますし、例えば惣菜や弁当のように、そもそも製品として全体の定量化がしにくい、できない商品、それから組み合わされている様々なおかずだとか、こういったものについても定量化、つまり均一な重量とかにはなりにくいわけです。

先ほどから出ていたように、加えて季節だとか産地による違い、個体差といいますか、

そういうものもありますので、これらについては非常に困難な話なんですけれども、ただ先に外国等でそういう分野でも事例としてあるのであれば、ぜひ紹介していただきたいし、いずれにしても実行可能性、とりわけ適正な数値の担保が得られないという状況で、表示だけがどんどん進んでいっちゃうというのはちょっとまずいなというふうに思いますので、適正表示をする担保を可能にする方法について、ぜひ様々な情報を多角的に収集していただきて、ここで出していただければというふうにお願いします。

○池戸座長 それでは、山根委員。

○山根委員 義務化の方向性については、異論はないです。

ただ、お弁当や外食で提供される食事です。ここについてこそぜひ知りたいという声も多くあるのは理解はいただけるんじやないかというふうに思います。ただ、実行可能性ということいろいろと意見も出ていると思いますけれども、だからといって、ただ推奨だけで良いのかということについては、もうちょっと踏み込んだ検討もしていただければというふうに思っています。

それから、トランス脂肪酸に関して、昨年、情報開示を促進するようにという指針が出来て、もうすぐ1年になると思うんですけども、その指針を出してからの対応状況というか、それも教えていただければというふうに思います。

○池戸座長 では、森委員、お願いします。

○森委員 先ほど栄養成分表示検討会のご紹介もありまして、それに関して、二瓶委員も仰っていましたように、事業者の実行可能性ということについても整理をしていただいているというふうに考えてはおります。

私のほうからも今回、資料の提供ということで、お手元のほうに、提供資料2を出させていただいております。これは前回の検討会のときに出したものに、栄養表示等の項目をつけ加えさせていただきました。

その中の6ページ目のところに、栄養表示についてということで、簡単にまとめをさせていただいてございます。一部、栄養成分表示検討会の課題と重複する部分もございますが、簡単にご紹介させていただきますと、事業者としても栄養成分の表示については、これまでも自主的に取組を随分してきております。そういう意味からは、ぜひ食品製造事業者の自主的取組を推奨する方向が適切ではないかというふうに考えておりまして、一律に義務づけるということは慎重にお願いできればと考えております。

この資料には4項目書いてございますが、最初のものは、これまで述べてきましたように、例えば加工食品の場合だと、表示する面積というのはかなり限られてきておりますので、そういうことにも十分ご配慮をいただければと思っております。

1つの特徴的な例としましては、飲料用のリターナブル容器というのがございます。この容器は、環境面からは非常にすぐれた容器なのでございますが、表示する面積というのが王冠に限られるといったようなものがございます。それとかあと、菓子類の例えばチューインガムは非常に面積が限られてしまっているといったものがありますが、これらはご

く一例でございますので、他にも数多くございます。実行可能性という意味からはぜひご検討いただく必要があるものというふうに考えております。

2点目としまして、中小零細事業者にとりましては、今回も計算ができる方法とか、いろいろ検討いただいているということで、ぜひそういったことを進めて、事業者としても可能性を広げていただきたいということと同時に、その計算の根拠となるような公的データをあらかじめ整備して、情報を開示していく必要があるのではないかということも、引き続きご検討いただければと考えてございます。

それから、3点目は誤差の許容範囲ということで、これは今回随分、ご提案していただいておりますので、このことに関しましては省略いたします。

4点目としましては、今回のご説明の中にもございましたが、例えば1食当たりの含有量を表示する基準、これは消費者の方にとって非常にわかりやすいということでございますので、現在の100グラム等ということになりますと、いろいろ計算しなければいけないということもありますので、こういったことも含めて検討いただくと良いのではないか。例えば、現在、濃縮タイプの食品がありますが、これに関しましては、使用時に希釈することになりますと、実際の表示は濃縮段階での表示をしているということになりますので、なかなかわかりにくいといった面がございます。こういったこともぜひ踏まえてご検討いただければと考えております。

○池戸座長 ありがとうございました。

では、丸山委員。

○丸山委員 義務ではありませんけれども、これだけ私たちの周りに栄養成分表示が広がったということは、大変、消費者のためにということが本当に認識していただけるのであれば広がるんだということで、とても良いことだというふうに思いますし、さらにそういうのが広がって、他の分野でも広がっていただければというふうに思っているところが1つです。

それで、さつきもちょっとレビューの話がありましたけれども、これだけ広がっているものが実際、確かに事実として表示はされている。ただ、その表示をしていても、目の前にある、こういうようなものを見ても、見やすいものから見にくいものまでありますし、ですから実際どうなのか、見やすさ、わかりやすさ、使えるのか、伝えやすさだとかというようなところも含めてどうなのかということについて、もう一度把握をし直す中で考えるということが、一つ大事だろうというふうに思います。

特に、先ほどご意見もありましたけれども、私としてもエネルギーと、それからナトリウムというよりは食塩相当量の表示がもっとしっかりと広がることを願っているということと、それから分析値ということについては、分析そのものについても、費用の問題も含めて、なかなか頻繁にできないということは現実のものとしてありますので、食品成分表等の基準となるものがみんなが活用できて、それを根拠にして表示をするということでも、消費者の利益の拡大にはなるというふうにも思いますので、そういうのも含めてご検討い

ただきたいというふうに思います。

○池戸座長 ありがとうございました。

堀江委員、どうぞ。

○堀江委員 実際に一番エネルギー表示というので気になるというのが、お弁当を買うとき、駅弁を買ったりとか、ふだんのお弁当を買ったりとか、そんなことで一番、一般の人が見るというか、役に立てているんじゃないかなと思います。

それで、表示があったほうがそれは良いんですが、2番目のナトリウムというのが、私、どうして2番目に来るのか、ちょっと疑問に思ったんですが、先ほどのご説明をいただいて、義務化するならエネルギー、ナトリウムということで、理解いたしました。ナトリウムも先ほどからお話が出てますように、通常、「塩分は10グラム以下ね」というような会話は一般的にあると思いますので、食塩相当量が適正かと思っております。

ただ、ちょっと気になるのが、たんぱく質が一番最後に来ているんですが、今、高齢者というか、年配の方で随分たんぱく質の不足という、栄養状態のこともあるので、この順番がこれで良いのかどうかというのはちょっと疑問にも思っております。

○池戸座長 ありがとうございます。

仲谷委員、何かございますか。

○仲谷委員 既にみなさま方、お話しになつたこととかあります、国民の健康の保持増進という観点から、栄養成分というのは非常に重要なことだということで、加工食品については先ほど鬼武委員からもございましたが、任意表示でありながら、かなり高い表示がされていると。

ただ、食べるものの全体ということで見ますと、やはり加工食品、パッケージされたものということに限定されているので、できる限り、義務化する、しないというのは別として、より多くの食品に表示されるような体制づくりは必要だろうということで、表示誤差の問題であるとか計算値の問題、これを議論したものだと思います。

ただ、先ほどもございましたが、だったらそれが本当に活用できているのかという観点で言いますと、私たちの調査では、実際店頭で栄養成分を見て、それを参考にしているという消費者の方はそんなに多くなかったというところから、やはりそこに切り込んでいかないと表示をしても活用されないというふうになってしまいますので、昨今、欧米で取り入れられているようなアイコン表示とか、非常に親しみやすい、そういう表示方法も考えていいかなきやならないと思います。

ただ、今、アレルゲン表示でも、個別の任意でわかりやすい表示というのを個々の事業者がいろいろ工夫してやられておるんですが、結果としていろいろな方法があるものだから、わかりにくくなっているということがございますので、できればガイドラインを示していただいて、そういう表示をするのであればこういう方法でやりましょうというようなことを示していただくというのが非常にありがたいかなと思います。

以上です。

○池戸座長 では、市川委員、どうぞ。

○市川委員 今のご意見に同感です。消費者の側が理解をして、そしてうまく利用されるというのがとても大切なことだと思うんです。利用するためにわかりやすくしていくというのは、もちろん一つ大切なポイントなんですが、もう一つ、情報にはコストがかかるということです。表示をされる事業者の側もそこがいろいろ懸念されるので、実行可能性がどうだというような話にもなってくるかと思うんです。極端な例で例えると、表示をよくするために負担金みたいなものを、例えばサーチャージのような感覚で表示負担金のようなものまで覚悟して、消費者の側が知りたい情報を知るということは、それぐらいの覚悟で、表示も徹底するけれども、負担もしてねというような、そういう感覚で表示をしていくと、消費者も、あ、これは利用しなきゃと目が覚めるのじゃないかなという気もします。

以上です。

○池戸座長 では、森田委員。

○森田委員 栄養成分表示でナトリウムを食塩相当量にするというお話なんですけれども、食塩相当量を先に義務づける場合に、先の鬼武さんのお話では、原料から由来してナトリウムがくる場合も含めて食塩相当量は必ず書いているということでしたが、例えば今、このお茶、ナトリウム8ミリグラムと書いてありますけれども、これを食塩相当量というふうに書いてしまうと、もしかしたら塩が入っているのか、今、塩味の隠し味とかが人気なので、そういうことを誤認する人が出てくるかもしれない、食塩相当量をもし義務づけるということになれば、その整理をきちんとしてること、十分な消費者教育というのも、あわせて必要になるかというふうに思うのがまず1点。

あと、それから2点目、トランス脂肪酸のお話が先ほど出てまいりましたけれども、数カ月前に食品安全委員会でトランス脂肪酸の安全性評価のリスクコミュニケーションの会があったときに、ここ数年、ガイドラインができて、トランス脂肪酸を低減化していくというような技術が進んだおかげで、飽和脂肪酸が逆に上がってきたという新しい問題が指摘されております。そういうことを考えると義務化は不必要なんですが、ガイドラインを出したその影響というのも見直すときに来ているのではないかというふうに、食品安全委員会の会を聞いて思いました。

あと、それから3点目ですが、表示範囲の適用についてなんですけれども、外食ですか中食について、やはり健康の観点から表示があったほうが良いというふうに思うんですけれども、外食もどのくらい実際に普及率があるのかというのを、原料原産地に関しては先ほどの資料ありましたけれども、今、どのくらい普及しているのかということも含めて情報が欲しいと思います。最後に実際にできない表示を義務づけてしまうといろいろと問題点というのも起こってしまうんじゃないかなと思うのです。例えば外食の分野で日替わり弁当とか、それからそのときの、今日のお勧めメニューのようなものは、当然、表示がなかなか難しいし、それを無理やり表示してしまうことで、かえって偽装ですか、チ

エックしたときに新しい社会の混乱を招くのじゃないかという問題もあります。

外食に関しては、今、いろんなガイドブックが出ていて、例えばコンビニ弁当とかが大手チェーンのファミリーレストランの、これは大体このぐらいというガイドブックがあって、参考になります。今私は、食事バランスガイドでチェックシートでつけているんですけども、そういうガイドブックを見ると、大体、相場観みたいのがわかってきますので、正確な1けたまでの数字じゃなくて、ざっくりカロリーこのぐらいとかナトリウムはこんなものだという参考値がわかっていて、必要な人はやはりそれは使っているという部分もあるかと思います。ですから、むしろ消費者教育とかガイドブックとか、インフラの整備という話がありましたけれども、そういった部分も含めて考えていったほうが全体の消費者の利益になるんじゃないかなと思いました。

○池戸座長 貴重なご意見、ありがとうございます。

時間がもう12時になってしまい申し訳ございません。

それで、この栄養表示について、限られた時間で今日ご意見をいただきまして、事務局のほうでまとめさせていただきたいと思いますし、それからあと、できたら資料を追加的にそろえることができるものがあれば用意していただくということにしたいと思います。それから、今日は説明がなかったのですが、参考資料の1のところで、義務化に向けた検討の背景という横紙の資料がございます。先ほどからいくつか出ている意見の中にも、仮に義務化をするとなると、消費者の方も十分ご理解いただいて、日常生活の中で利用していただかなければというのをセットで推進すべきだという、このことは1ページの一番下のほうにもそういうのが書いてございます。今日は多分、時間の制限がございまして、ご意見もまだ十分出尽くしていないかと思いますので、今日お配りした資料等も参照していただきまして、事務局のほうにまた追加的に、メールでもファクスでも結構ですので、ご意見をいただければということで、とりあえず今日はこの議論はここでの打ち切らせていただきたいと思います。

それで、最後にもう一つ、先ほどからいろいろとご意見も出ていますが、今まで議論していた目的、考え方、この内容について、これは以前、議論していただいた後にさらに追加的にご意見をいただいたものを、事務局のほうでまとめていただいたペーパーが用意されていますので、とりあえず今日はご説明をしていただかることにしたいと思います。

いずれにしても、これはきっちとした議論が必要かと思いますので、表に出す前の論点整理の中という、論点整理という言い方でなくても良いのですが、いずれにしてもここについては、次回以降、もう一回きっちとした議論を踏まえてこの検討会での取り上げをさせていただかなければと思っておりますが、そういうことでご説明だけさせていただかくという形にさせていただきます。

○平山企画官 では、私の方から資料3につきまして、ご説明申し上げます。

これまで食品表示につきご議論いただいた中で、特に目的とか考え方の議論というのは、個別の議論になるとまた、そこに戻っていくということがあったかと思っております。こ

のため、非常にタイミングが遅くなつたかもしれません、これまでの議論の成果というものをまとめさせていただいたところでございます。

それで、1枚おめくりいただきますと、これまでの議論における委員のご意見ということでございまして、検討会でご発言のあった意見はもちろんですけれども、別途、事務局のほうからもご照会させていただいておりまして、そこに寄せられた意見もあわせてまとめさせていただいております。これはお断りでございます。

それで、1ページ目と2ページ目が、主に目的についてのご意見でございます。1ページ目は主に、どちらかというとみなさまのご意見を集約した形で、ポイントといたしましては、例えば一番上の丸は、やはり最終的には公衆衛生の向上というものに重点を置くべきじゃないかということとか、2番目は食品の安全という観点、それが大事ではないかということ。それから、3つ目の丸は、誤認防止というものが大事ではないかというご意見がございました。

それで、2ページ目でございますけれども、去年いただいたご意見の中で、前のページで集約できない部分がございましたので、個別のご意見を3つほど載せさせていただいております。かなり具体的なものがございますけれども、それぞれ各委員から寄せられた意見でございます。

2ページ目一番最後でございますけれども、これもいろいろご意見がありましたけれども、消費者基本法、この基本理念や考え方というのは、これは大事ではないかということがあつたかと思います。

それから、3ページ目以下でございまして、ここがいわゆる考え方についてのご意見でございます。

3ページ目は、上に括弧で書きましたが、基本的な考え方ということでございまして、例えば一番上の丸は、基本的には表示事項というのは、さらに情報を増やしていくべきではないかということ。

その一方で、2つ目の丸では、優先順位をつけて、生命・安全にかかわる表示というものが大事ということとか、3つ目の丸は、基本的に消費者がわかりやすいものとか、健康に直接関連する事項を中心に義務的に表示すると。それ以外については事業者の主体的な取組にゆだねるということでございます。

それから、4つ目の丸でございますけれども、消費者の方が求める情報は何かということ。それから、今ご意見にもありましたように、現在の食品制度の現状について議論すべきというご意見もございました。

それから、下から3つ目と2つ目の丸は、わかりやすい表示ということで、用語の定義とか、わかりにくく用語の整理、食品衛生法とJAS法との解釈の相違の整理といったこともございました。

一番最後は国際的な調和というものが大事と。要は、例えばコーデックスの規格との整合性というものも大事ではないかということでございました。

それから、4ページ目でございますけれども、上のはうに括弧書きでタイトルをつけておりますけれども、容器包装以外の媒体の活用と。これもご議論いただきましたけれども、やはりそういうやり方というのも大事だというご意見がある一方で、例えば3つ目の丸、国際的にそういうことをやっていないので、なかなかそれはどうかなというご意見とか、商品の中身と表示の一対一というのが難しかったり、例えば、いわゆるQRコード、二次元コードを使った場合には、中小の企業、あとは家族経営のところでは対応できないのではないかという慎重なご意見も、一方であったかと思っております。

それで、5ページ目、その他とさせていただいてございますけれども、ここはガイドラインについて、かなり取組は進んでいるということでございますので、そういったものも視野に入れて検討するということも大事ではないかというご意見がございましたので、まとめてさせていただきました。

あくまでこれは今までの検討の成果でございますので、委員のみなさまのご意見を踏まえてさらにブラッシュアップして、食品表示の目的あるいは考え方というものの方向感が共有できればと思っております。

駆足でございますけれども、資料の説明は以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございました。

本来はここにもかなり時間をかけなきやいけないのですが、時間的な制約というのがあって、今日はご説明だけという形にさせていただきまして、次回はそういうことで、一気に中間論点整理ということはなかなか難しい場合もありますので、今日のまだ残っている検討内容も含めて、議論させていただくような形になるかと思います。

いずれにしても、今日は時間の限られた中で活発なご議論、本当にありがとうございました。

それで、前回、アンケート調査のところのお話があったかと思いますけれども、おそらく次はその情報データもみなさまにご説明できるということかと思いますので、そういうのも踏まえてご議論を進めさせていただきたいと思います。

何か、補足的に事務局のほうでご説明ありますか。

どうぞ。

○中村委員 1つ聞きたいんですけども、今後のスケジュールとして、中間論点整理を次回やられるとしても、一度話があったヒアリングなり意見交換会なり、そういったものはスケジュールの中ではどんな感じなんでしょうか。

○増田課長 いずれにしても、次回にはまさに今までの議論をいったん整理したものをお出しして、それについてご議論いただきたいと思っております。それをもとに、パブリックコメントのような形でみなさんの意見を聞くというふうに考えております。

その期間内に、パブリックコメントはメールだけでやりとりするものですから、意見交換会というか、意見を直接仰っていただくような場をつくって、意見陳述・発表を希望される方に意見を言っていただく場を設けたいと考えています。パブリックコメントの期間

内にそういう形でも意見をいただきたいと思っております。

整理したものをその後どういうふうに持っていくかは、まさに次回の議論でご検討していただきたいと思います。もちろん、そこでかっちり、検討会としてはこういう方向性が妥当だと思うと書けるところは、書いていくこともあるのかもしれませんし、幅広い意見を聞くという観点からは、検討会でご議論いただいた上で示したほうが良い場合もあると思いますので、そこは次回、その点をご議論いただければというふうに思っております。

以上です。

○池戸座長 そういうことでよろしいですか。

次回は日程がもう決まっていまして、2月21日火曜日午前10時から、航空会館の7階大ホールということを予定しているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、私、座長としての要望なのですが、いずれにしても物理的に時間が少ないということで、なかなかこれを効率的に進めるとなると難しいところがあるかと思います。できるだけ、資料などは事前に委員のみなさま方にお配りしてご意見をいただくと。それから、あと個別にいろんなご意見もいただくような、そういう対応も必要かと思います。これから6月が最後のまとめということですので、あまり時間的余裕もございませんので、進め方についても、また私とそれから事務局のほうでご相談をさせていただきたいと思いますが、ぜひ委員のみなさま方からも、いろいろなことで率直なご意見をいただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、今日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後0時16分 閉会